

一人ひとりが担い手のまち

【市民生活】



絵画・写真展 優秀賞作品 「守りたいれきし」

市民協働意識の醸成

重点プロジェクトⅠ 関連施策

基本方針

すべての市民が地域に誇りと愛着を持ち、“自分たちのまちは自分たちがつくる”という力強い考えのもと、まちづくりの担い手として自立した市民意識の醸成を推進します。

また、地域のために行動するという考えを育むとともに、市民が関心を持つまちづくりの活動分野について、必要な知識などを学ぶことができる機会の充実を図ります。

施策を取り巻く環境

社会経済の成熟化に伴い、市民のライフスタイルや価値観が大きく変化し、公共サービスのあり方にも変化が生じています。

市民、町内会や企業、NPOなどの団体や行政など公共サービスの担い手が、共に手を取り合い、協力してまちづくりを行うことにより、本市が持っている個性や独自性、そして魅力があふれ、誰もが住みたいと思う地域がつけられます。

成果指標

指標名	単位	現状値	目標値	指標の説明
市民主体のまちづくりに関心のある市民の割合	%	44.6	60.0	市民主体のまちづくりに関心のある市民の割合(市民意識調査)

施策を実現する手段

▼主な事業名	年度▶	23 (2011)	24 (2012)	25 (2013)	26 (2014)	27 (2015)	28 (2016)	29 (2017)	30 (2018)	31 (2019)	32 (2020)	33 (2021)	34 (2022)
まちづくり意見交換会などの開催													
市民協働推進セミナーなどの開催													
市の施策・事業などの紹介コーナー設置													

○分野別計画（仮称）市民協働推進指針（平成26年度策定予定）

市民協働への取り組み

市民協働推進セミナーや市民同士または市民と行政によるまちづくり意見交換会などの開催を通じて、地域行事や環境美化活動への参加など、自分たちの住む地域を自分たちで作り上げるという意識を育みます。

市民参加の仕組みづくり

重点プロジェクトⅠ 関連施策

基本方針

市民協働のまちづくりを推進するために、多くの市民が活動の担い手として連携・協力し、取り組みやすい仕組みを整備します。

行政においては、全庁的な市民協働の推進、関係機関との連携強化を図るために、組織体制を整備するとともに、市民協働推進指針の策定を進めます。

また、市民参加や協働によるまちづくりを推進するための条例などの整備について検討します。

市では、さまざまな施策について計画を策定しますが、その計画づくりには企画段階から市民からの意見や提案を反映できる仕組みを整え、共に考え、作り上げる体制の構築を推進します。

施策を取り巻く環境

地域コミュニティや市民の連帯感の希薄化が進むなか、私たちは、自分たちの住む地域に誇りと愛着を持ってまちづくりに取り組む必要があります。

すべての市民がめざすべきまちづくりの目標を共有し、同じ方向へ向かって、住みよいまちを作り上げるため、すべての市民が共有するめざすべき指針と理念を定める必要があります。

成果指標

指標名	単位	現状値	目標値	指標の説明
市民協働の市政運営の施策に対する市民満足度	%	-	60	市民協働の市政運営の施策に不満を持っていない市民の割合(市民意識調査)
まちづくり基本条例の制定	%	0	100	制定の達成割合

施策を実現する手段

▼主な事業名	年度▶	23 (2011)	24 (2012)	25 (2013)	26 (2014)	27 (2015)	28 (2016)	29 (2017)	30 (2018)	31 (2019)	32 (2020)	33 (2021)	34 (2022)
市民協働推進指針の策定													
まちづくり基本条例の検討と制定													
まちづくり基本条例の見直しと改正													
市民参画の制度化													

○分野別計画(仮称)市民協働推進指針(平成26年度策定予定)

市民協働への取り組み

市民の積極的な参画を促し、市民の手により「まちづくり基本条例」を制定し、その評価や見直しなどにも市民参画を促します。

行政は、市民協働が活発になるための制度の検討や条例案の検討を通じて、市民協働のまちづくりを支援します。

3 まちづくり活動の支援

重点プロジェクトⅠ 関連施策

基本方針

地域の課題を解決するために、地域で活動する市民や各種団体、企業などが共通の認識を持って協働に取り組むことのできる環境を整備し、また、行政においてもその地域の課題を認識し、それぞれの得意分野に力を発揮することによって地域の課題解決をめざします。

また、さまざまな団体やグループがまちづくりを担う、市民協働のまちづくりを実践するため、まちづくり活動を行いたいと考える市民やNPOなどへの支援により、まちづくり活動の活性化を促します。

個々の市民やNPO、町内会、各種団体、企業、行政それぞれの関係を緊密にし、市民と行政が共に力を合わせてまちづくりを行うことにより、地域コミュニティの強化や市民同士のつながりが深まることを支援します。

施策を取り巻く環境

近年では、アダプトプログラムや子どもたちの登下校の見守り活動など、市民が公共サービスの担い手として活躍し、市民協働の実践が市内各地で始まっています。

このことをさらに発展させ、NPOや市民活動団体^{*}、ボランティア活動を行う市民や、町内会、各種団体、企業などと行政が共に力を合わせて幅広い分野でまちづくりを行うことによって、多様な市民ニーズに対応した、住みよいまちが創出されることが期待されます。

また、地方分権の進展に伴って、市民が求める本市独自の施策を展開するためには、市民活動を積極的に支援し、地方自治の本来の姿である市民が主体となったまちづくりを進める必要性が高まってきています。

成果指標

指標名	単位	現状値	目標値	指標の説明
地域活動に参加している市民の割合	%	—	45	地域活動に参加している市民の割合 (市民意識調査)
市内のNPO組織数	団体	4	6	市内に拠点を置くNPO組織数の増加

施策を実現する手段

▼主な事業名	年度▶	23 (2011)	24 (2012)	25 (2013)	26 (2014)	27 (2015)	28 (2016)	29 (2017)	30 (2018)	31 (2019)	32 (2020)	33 (2021)	34 (2022)
まちづくり活動支援のあり方の検討													
市民協働モデル事業の検討													
市民協働モデル事業の実施													

○分野別計画（仮称）市民協働推進指針（平成26年度策定予定）

市民協働への取り組み

市民同士の地域活動を進めることにより、その地域に生活する市民が地域の課題を発見し、課題の解決に向けて取り組む姿をめざします。

行政は、新たなまちづくりの担い手を支援する方策を検討するとともに、地域活動に対して支援を行います。

4 コミュニティ活動の活性化

重点プロジェクトI 関連施策

基本方針

これまで地域における公共サービスを実質的に担ってきた町内会活動を通じて、まちづくりへの市民参加を促します。

町内会活動の支援を強化するとともに、市民と行政相互の連携を強化し、広報紙などによる地域コミュニティ情報の提供や生涯学習活動などを通じて、コミュニティ意識の高揚を図ります。

また、地区公民館や集会所の有効利用により地域コミュニティ環境づくりを進め、市民が主体的に地域課題の解決に取り組むコミュニティ活動の活発なまちをめざします。

施策を取り巻く環境

地域コミュニティ活動を担う町内会では、市民相互の連絡、環境美化や清掃、イベントの開催、子ども会や青少年の育成など多種多様な取り組みを行っています。

しかし、価値観の多様化や核家族化の進行などにより、個人と地域とのつながりや地域共同体としての意識を薄れさせ、地域内での助け合いや社会教育の場としての機能が低下しています。

よりよい地域をつくるには、市民が地域全体のことを考え、活動する取り組みが必要です。

成果指標

指標名	単位	現状値	目標値	指標の説明
集会所を有している町内会数	町内会	34	40	集会所設置を支援し、町内会のコミュニティ活動を促進 (町内会数54町内会)

施策を実現する手段

▼主な事業名	年度▶	23 (2011)	24 (2012)	25 (2013)	26 (2014)	27 (2015)	28 (2016)	29 (2017)	30 (2018)	31 (2019)	32 (2020)	33 (2021)	34 (2022)
町内会活動の支援													
集会所の維持・改修支援													

市民協働への取り組み

行政は、町内会が行う活動の促進に対して支援を行うことにより、市民が町内会の行う活動に積極的に参加、参画する姿をめざします。

5 大学連携の推進と地域参加

重点プロジェクトⅡ 関連施策

基本方針

大学と市民、大学と行政による協働のまちづくりを推進し、個性豊かなキャンパスシティ野々市の確立を図ります。

市内にある大学との一層の連携により地域の発展と人材育成を図るとともに、市外の大学との連携についても検討します。

また、まちづくりに若い力を取り入れるため、大学生が地域活動に参加しやすい市民意識の高揚を図ります。

施策を取り巻く環境

市内の大学の方々に、本市のさまざまな審議会や委員会の委員、市民教養講座などの講師として協力をいただき、また、大学のカリキュラムの中には行政課題の解決を探るものがあり、その研究テーマを提供するなど、大学と行政とが相互に協力して事業展開を行っています。

この連携体制をさらに強化することにより、大学と市民によるまちづくり活動の検討が必要です。

全国各地から親元を離れ本市で学ぶ学生たちが、地域に溶け込み、地域活動に取り組むための支援策を講ずることで、まちづくりの活性化をめざす必要があります。

成果指標

指標名	単位	現状値	目標値	指標の説明
大学と行政の協力事業数	件/年	77	100	大学と行政が力を合わせて地域の発展のために行う事業数の増加
協定を締結*した大学数	校	1	4	地域発展と人材育成を図るための協定締結大学の増加

施策を実現する手段

▼主な事業名	年度▶	23 (2011)	24 (2012)	25 (2013)	26 (2014)	27 (2015)	28 (2016)	29 (2017)	30 (2018)	31 (2019)	32 (2020)	33 (2021)	34 (2022)
大学と行政が協力した事業の実施													
大学生の地域活動への支援													

市民協働への取り組み

大学の持つ人的資源*や知的資源*を地域に還元できる仕組みを整えるとともに、大学生が地域活動に参加しやすくなるよう地域の意識醸成を図っていきます。

6 ユビキタスネットワーク社会の実現

基本方針

ユビキタスネットワーク社会*とは、誰もが情報通信技術の恩恵を受けることができる社会のことをいいます。“市民生活の向上”“地域の活性化”“行政サービスの効率化”を3つの柱とし、本市の実情と特性を生かした、ユビキタスネットワーク社会の実現をめざした新たな地域情報化計画の策定を進めます。

新たな地域情報化計画では、市民の意見を尊重しながら、本市に必要とされる情報通信技術の活用のあり方を検討します。

また、情報通信技術を活用することによって、市民活動や地域コミュニティの活性化、産業の誘致、地域医療や福祉の充実、児童や生徒の情報活用能力の向上、地域情報発信による交流人口の増大など、さまざまな効果の発揮をめざします。

施策を取り巻く環境

市民の情報格差**への対応など新たな課題への対策や、都市化の進展による地域の連帯感の希薄化や相互扶助**の意識の低下を解消するために、情報通信技術をどのように活用することができるのかについて検討が必要とされています。

また、市民サービスを向上するための電子自治体*の推進など、日々進歩する情報化社会への対応が必要です。

成果指標

指標名	単位	現状値	目標値	指標の説明
情報通信システムを活用した市民活動団体数	団体	1	5	情報通信システムを活用した市民活動団体数を増加し、市民全体の情報活用能力を向上
第2次地域情報化計画の達成度	%	-	90	計画の達成割合

施策を実現する手段

▼主な事業名	年度▶	23 (2011)	24 (2012)	25 (2013)	26 (2014)	27 (2015)	28 (2016)	29 (2017)	30 (2018)	31 (2019)	32 (2020)	33 (2021)	34 (2022)
情報交流館と連携した市民活動団体の支援													
第2次地域情報化計画の策定と実施													

○分野別計画（仮称）第2次地域情報化計画（平成25年度策定予定）

市民協働への取り組み

市民のニーズに基づいた地域情報化計画を策定するために、多くの市民の意見を取り入れながら計画を策定していきます。計画が策定された後には、地域の情報化のための情報システムの構築や活用方策の検討、情報活用能力を高めるための学習会などを開催し、市民の積極的な参加と参画を促し、協働へのステップアップをめざします。

伝統行事の後継者育成

重点プロジェクト I/II 関連施策

基本方針

本市には、獅子舞や野菜みこし、虫送り、じょんから踊りなどの伝統行事や郷土芸能が伝わっています。

ふるさと意識や市への愛着心は、市内に伝承されている伝統行事や郷土芸能を守り、引き継がれていく中で育っていくものであり、市民と行政の協働をめざす上では欠くことのできないものです。そのためにも、市内に伝承される伝統行事や伝統芸能を通じて、地域コミュニティの活性化と後継者の育成を図ります。

また、現在市が指定していない無形文化財[※]についても、調査研究を進め、永く継承していくために市指定無形文化財とすることをめざします。

施策を取り巻く環境

各地域で行われる伝統行事は、町内会や各団体に受け継がれ、実施されています。

しかし、伝承者の高齢化などの課題を抱えており、古くから伝えられている貴重な文化遺産を次世代に引き継ぐためには、子どもから高齢者まで、積極的な参加と参画を促す必要があります。

伝統的な行事に使用する用具などの維持管理の助成や活動場所の提供により、伝承団体を支援し、後継者の育成を図ります。

また、現在市内各所で行われているさまざまな行事についても、その由来などの調査研究を行う必要があります。

成果指標

指標名	単位	現状値	目標値	指標の説明
郷土芸能伝承団体への支援	団体	24	25	継続的に郷土芸能を伝承している団体数の増加
市指定無形文化財の件数	件	1	4	市内に伝わる特に重要な伝統行事の件数増加

施策を実現する手段

▼主な事業名	年度▶	23 (2011)	24 (2012)	25 (2013)	26 (2014)	27 (2015)	28 (2016)	29 (2017)	30 (2018)	31 (2019)	32 (2020)	33 (2021)	34 (2022)
郷土芸能伝承団体への支援													
無形文化財の市指定へ向けての調査研究													

市民協働への取り組み

市民の伝統行事や郷土芸能への積極的な参加と参画を促すため、情報提供や活動場所の提供を行い、市民や町内会が伝統行事や郷土芸能活動を継続し、後継者を育成することができるための支援を行います。

多文化共生の推進

基本方針

社会、経済の国際化により、市内の外国人住民は10年前と比べ約1.4倍に増えており、今後も増加すると予想されます。

従来の外国人支援の視点にとどまらず、国籍や民族の違いを超えた“多文化共生の地域づくり”を進めます。

外国人住民への総合的な支援を行うと同時に、地域において、外国人住民も生活者であり市民であるという認識を高め、地域社会の構成員として共に生活していくことができる環境整備を図ります。

施策を取り巻く環境

外国人住民の増加に伴い、外国人住民施策は、一部の地方自治体に限らず全国的な課題となりつつあります。

外国人住民を取り巻く課題として、日本語が理解できないことによるさまざまな問題、文化や習慣などの違いによる生活上の困難などが考えられます。

行政の手続きや地域に関する情報が不足しているために、日本人住民と同等の立場で行政サービスを受けることが困難なことも多いと考えられます。

また、外国人の定住化が進むなか、観光客や一時的な滞在者としてだけでなく、地域の構成員として外国人を認識する視点が社会全体に求められています。

成果指標

指標名	単位	現状値	目標値	指標の説明
多文化共生事業の実施回数	回/年	0	5	多文化共生の地域づくりを進めるための取り組み回数の増加
多文化共生事業への参加者数	人	0	1,000	多文化共生の地域づくりに関心を持つ市民の増加

施策を実現する手段

▼主な事業名	年度▶	23 (2011)	24 (2012)	25 (2013)	26 (2014)	27 (2015)	28 (2016)	29 (2017)	30 (2018)	31 (2019)	32 (2020)	33 (2021)	34 (2022)
交流サロンの設置													
外国人住民向け日本語教室の開催													

市民協働への取り組み

多文化共生とは何か、また、多文化共生の地域づくりを進めるために何をすべきかを考える市民を育て、その考えをもとに、市民と共に多文化共生のまちづくりを進めます。

児童生徒の異文化体験

基本方針

姉妹都市ニュージーランド・ギズボーン市や、野々市小学校と友好校である中国深圳^{しんせん}小学と交互に学生訪問団を派遣し、相互理解と交流を通じた異文化体験を進めます。

学生訪問団の派遣では、慣れない手続きや何気ない日常の風景などの一つひとつが、異文化の理解へとつながります。

また、訪問団受け入れの際のホストファミリー^{*}体験では、私たちの文化を外国の方々に紹介することで、私たち自身も日本と本市の文化への理解を深めることができます。

これらの相互訪問を継続し、ホームステイなどの受け入れに対する理解を深めるための体制を整えることで、幅広い異文化体験の場の創出を図ります。

施策を取り巻く環境

グローバル化が急速に進展した現代では、ヒト、モノ、情報、知識などの地域資源が、国の枠を超えて自由に移動するようになりました。

国際化社会が身近なものとなったなか、異なる習慣や文化を理解し認め合える人材、国際社会で活躍できる人材の育成が求められています。

異文化を理解することは、同時に自国の文化の理解へとつながり、広い視野を持つことができるようになると考えられます。

成果指標

指標名	単位	現状値	目標値	指標の説明
学生訪問団の相互訪問の継続	回	2	2	児童生徒の異文化体験機会の維持
市内のホストファミリー経験世帯数	件	181	250	市民の異文化体験への関心の増加

施策を実現する手段

▼主な事業名	年度▶	23 (2011)	24 (2012)	25 (2013)	26 (2014)	27 (2015)	28 (2016)	29 (2017)	30 (2018)	31 (2019)	32 (2020)	33 (2021)	34 (2022)
ギズボーン市学生との交流													
中国深圳 ^{しんせん} 小学との教育交流													

市民協働への取り組み

ニュージーランド・ギズボーン市や、中国深圳^{しんせん}小学での学生訪問団による活動状況などをさらに広く市民にお知らせすることにより、活動の意義と目的を知っていただき、家庭や地域で訪問団を受け入れるための意識醸成を図る取り組みを行います。

国際交流と国内交流の充実

基本方針

本市の持つ文化を広く世界の人たちに知ってもらい、国や地域といった枠組みを超えて人と人との交流を促進し、相互理解と対話の輪を広げることで、国際化に対応できるひとづくりとまちづくりを進めます。

姉妹都市ニュージーランド・ギズボーン市との交流では、国際友好親善協会をはじめとして、市民との協働により、ヒト、モノ、情報、知識などのさまざまな分野での交流を深めることで、より一層の相互理解を深めることを進めます。

また、本市の出身者で作る東京野々市会（首都圏在住者）、関西野々市会（関西圏在住者）をはじめ、本市出身で県外に在住している方たちとの連携を図り、本市の持つ魅力の発信の強化を図ります。

施策を取り巻く環境

姉妹都市ニュージーランド・ギズボーン市との交流は、現在は学生間の交流が中心ですが、今後は、姉妹都市としてさまざまな交流を検討していく必要があります。

また、東京・関西野々市会のふたつの会がそれぞれ活動しています。

このふたつの会を通じて首都圏や関西圏をはじめ、全国へ本市の持つ魅力の発信を強化するため、会員の増加を図るための施策を検討することが必要です。

成果指標

指標名	単位	現状値	目標値	指標の説明
国際友好親善協会の会員数	人	58	100	国際交流に関心を持つ市民の増加
野々市会の会員数	人	53	100	本市の魅力向上と本市にふるさと意識を持つ方々の増加

施策を実現する手段

▼主な事業名	年度▶	23	24	25	26	27	28	29	30	31	32	33	34
		(2011)	(2012)	(2013)	(2014)	(2015)	(2016)	(2017)	(2018)	(2019)	(2020)	(2021)	(2022)
ギズボーン市との相互交流													
野々市会の会員拡充の取り組み													

市民協働への取り組み

国際友好親善協会による地域ぐるみの国際交流の推進により、国際交流だけではなく多文化共生の一助となるよう国際交流事業に関する市民参加や市民参画を促し、行政はその支援を行います。

国内交流についても、全国それぞれの地域において、市民が主体的に交流事業を行うことを促し、市民レベルでの交流が活発となるよう支援を行っていきます。

男女共同参画の意識づくり

基本方針

性別や年齢により働き方や待遇が差別されることのないよう、これまで女性の仕事と思われがちだった家事や子育て、介護などを性別の隔てなく行うという意識の啓発とともに、仕事と生活の調和を図ることのできるまちを促進します。

また、近年増加傾向にあるドメスティックバイオレンス^{*}などの暴力行為から市民を守るため、すべての市民が安全で快適な生活を送ることができるよう、幼少期からの継続的な人権尊重の教育や啓発活動とともに人権意識の高い幅広い人材の育成を行い、暴力を許さないまちの実現をめざします。

施策を取り巻く環境

変化の大きい社会情勢のなか、男女を問わず非正規労働者^{*}の増加などが懸念されています。ワークライフバランス^{*}（仕事と生活の調和）や、子育て、介護など家庭での仕事を男女が共に協力し、分担することは、生活の基礎であるそれぞれの家庭に不可欠な要素です。

これまでの男女共同参画^{*}は、働く女性へ向けた支援のように受け止められていましたが、男女共同参画社会は、あらゆる人々への課題であり、活力ある地域づくりの根源であることを意識づける必要があります。

また、増加傾向にあるドメスティックバイオレンスについても人権侵害^{*}であり、男女共同参画社会を形成していく上で、克服すべき課題です。

成果指標

指標名	単位	現状値	目標値	指標の説明
審議会などへの女性の登用状況	%	31.1	50.0	女性の登用率増加による男女共同参画意識の醸成
本市の課長相当職以上の女性登用状況	%	26.1	34.0	政策方針決定過程への女性の参画拡大

施策を実現する手段

▼主な事業名	年度▶	23 (2011)	24 (2012)	25 (2013)	26 (2014)	27 (2015)	28 (2016)	29 (2017)	30 (2018)	31 (2019)	32 (2020)	33 (2021)	34 (2022)
男女共同参画推進員による 市民向けの啓発活動と人材育成													
ドメスティックバイオレンス対策													

○分野別計画 男女共同参画プラン(平成24年度～平成33年度)

市民協働への取り組み

すべての市民が男女共同参画社会の本来の意味を承知し、実現することができるよう、啓発活動の促進を図り、市民と行政が手を取り合って、男女共同参画社会の実現をめざしていきます。

人権意識の高揚

基本方針

多様化する人権課題に対して、正しい理解と知識を深めるため、家庭、地域、学校、事業所の場やさまざまな機会を通じて、人権尊重の理念を浸透させ、一人ひとりの個性や人格を認め合い、幸せに暮らすことができる思いやりのあるまちづくりをめざします。

法務局など関係機関との連携を強化し、人権擁護委員^{*}と共に人権相談体制を充実させ、効果的な施策を進めます。

施策を取り巻く環境

人権の時代と言われる現代にあっても、女性や子ども、高齢者、障害のある方、同和問題、外国人に対する偏見など、人権課題は数多く存在しています。

また、近年ではインターネットを悪用した人権侵害や犯罪被害者などをめぐって新たな対応が必要となってきています。

成果指標

指標名	単位	現状値	目標値	指標の説明
無料法律相談、市民なんでも相談の実施回数	回/年	19	25	人権課題などに不安を持つ市民に対する支援回数の増加

施策を実現する手段

▼主な事業名	年度▶	23 (2011)	24 (2012)	25 (2013)	26 (2014)	27 (2015)	28 (2016)	29 (2017)	30 (2018)	31 (2019)	32 (2020)	33 (2021)	34 (2022)
人権擁護委員による相談の実施													
人権擁護委員による人権啓発活動													

○分野別計画 男女共同参画プラン(平成24年度～平成33年度)

市民協働への取り組み

日常的に他者の生命や自らの生命について考え、人権に関する意識形成を育むため、地域、学校、関係団体との連携のもと、あらゆる偏見や差別のない、市民が人権を尊重し合うま^{はぐく}ちをめざします。

3 平和意識の向上

基本方針

本市は、昭和59年3月、核兵器の廃絶と恒久平和の実現のため、全市民が一体となり世論を喚起することをうたった平和都市宣言を決議しました。

戦争の悲惨さや核兵器の恐ろしさ、平和の喜びと尊さを市民に伝え、市民と力を合わせて世界の恒久平和を求め、平和を願う児童生徒を育成し、未来に続く世界と市民の平和への意識高揚を図ります。

広島平和記念式典に中学生を派遣する平和の旅や、原爆パネル展の開催を通じて、戦争の悲惨さや平和の尊さ、平和を守ることの大切さを学ぶ機会の提供を図ります。

施策を取り巻く環境

私たちは、世界で唯一核兵器の恐ろしさを体験し、核兵器が想像を絶する悲惨なものであることを誰よりもよく知っています。

しかしながら、戦後60年以上が経過して戦争を知らない世代が大半を占め、戦争体験や被爆体験が風化しつつあり、次代を担う青少年を中心に戦争の悲惨さや核兵器の恐ろしさ、平和の大切さと命の尊さを伝えていく必要があります。

成果指標

指標名	単位	現状値	目標値	指標の説明
平和の旅の実施回数	回	1	1	生徒が平和を守ることの大切さを学ぶ機会の維持
原爆パネル展の会場数	箇所	1	7	市民の平和意識向上のための機会増加

施策を実現する手段

▼主な事業名	年度▶	23 (2011)	24 (2012)	25 (2013)	26 (2014)	27 (2015)	28 (2016)	29 (2017)	30 (2018)	31 (2019)	32 (2020)	33 (2021)	34 (2022)
平和の旅の実施													
原爆パネル展の実施													

市民協働への取り組み

本市のすべての市民が、世界から戦争をなくそうという強い意志を持った市民となるよう、意識の向上を図ります。

中学生が体験した平和の旅や、原爆パネル展の感想を、広く市民にお知らせすることなどを通じて、市民の平和意識の向上を育みます。